

第8回鴨川市学校適正規模等検討委員会会議 会議録

1 日 時 令和6年2月21日(水) 午後7時00分から8時15分

2 場 所 天津小湊支所3階会議室

3 鴨川市学校適正規模等検討委員会委員 15人

(1) 出席者 13人

所属等	氏名	所属等	氏名
鴨川小学校PTA代表	角野 晴美	東条小学校PTA代表	石井 智樹
田原小学校PTA代表	脇坂 和弘	鴨川小学校 学校運営協議会代表	井藤 機句男
東条小学校 学校運営協議会代表	小倉 健一	西条小学校 学校運営協議会代表	庄司 利男
田原小学校 学校運営協議会代表	鈴木 勝博	鴨川認定こども園 保護者代表	蛭子 美穂
西条認定こども園 保護者代表	山下 真矢	田原認定こども園 保護者代表	松本 真弓
鴨川市公立学校PTA 連絡協議会会長	齋藤 出	公募	座間 弘之
公募	荒井 眞由美		

(2) 事務局出席者 16人

教育長	鈴木 希彦	市民福祉部長	鈴木 克己
教育次長	山口 昌宏	子ども支援課長	田中 忍
学校教育課長	関口 和則	課長補佐	刈込 豊
学校環境整備室長	佐々木 正信	鴨川認定こども園長	佐藤 康子
学校環境整備室員	上野 哲	西条認定こども園長	高橋 由美子
	久保 和正	田原認定こども園長	伊東 智子
鴨川小学校長	三浦 徹		
東条小学校長	石井 聖一郎		
西条小学校長	高梨 美佐子		
田原小学校長	前田 桂子		

4 会議次第

1 開 会

2 教育長挨拶

3 議 事

(1) 答申案の検討について

(2) その他

4 閉 会

- 5 会議内容
  - 別紙のとおり
- 6 会議の傍聴者等
  - 傍聴者7名

## 1 開会

(午後7時00分会議開始)

### 佐々木学校環境整備室長

皆さんこんばんは。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から「第8回鴨川市学校適正規模等検討委員会会議」を開会させていただきます。本日は、刈込委員・山本委員から欠席の連絡を受けておりますので、ご報告させていただきます。それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。「第8回鴨川市学校適正規模等検討委員会会議次第」と鴨川地区小学校及び認定こども園の適正規模及び適正配置についての「答申案」として、ホッチキス留めの表紙、目次から20ページまでの資料です。また、「第7回鴨川市学校適正規模等検討委員会会議録」は、前回会議の中で指名された蛭子委員に内容の確認をしていただき、署名をいただいた後に、市のホームページなどで公表をさせていただきますが、今回事前に委員の方から訂正依頼がありましたので修正していただきたいと思います。まず、9ページをお開き下さい。下から3行目の真ん中です。「下げておいてましたので」を「避けてきたので」に修正していただきたいと思います。また、12ページになります。庄司委員長の後に、「小倉委員」とありますが、「座間委員」の発言になります。修正お願いいたします。その下の庄司委員長を挟んで「小倉委員」の発言は「座間委員」になります。修正お願いいたします。そして、修正していただいた「座間委員」の「最初のところで」で始まる文章ですが、「私が勝手にですね」まで削除をお願いいたします。座間委員の発言を「第2回の時に」から始まるようにお願いいたします。12ページの下から6行目の「座間委員」の発言ですが、「敷地のサイズ」から始まる文章ですが、その2行目「跡地利用の遊びのところをを作らない」とありますが、「を」が2つありますので「を」を1つ削除願いたいと思います。13ページ2行目「中でガタガタ」を「中でバタバタ」に修正願います。13ページの教育長の発言ですが、一部修正があります。

本日も会議はおおむね1時間30分程度、午後8時30分頃の終了を目安として進めて参りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。説明は以上でございます。何かご質問等ございますか。それでは、本日、会議の傍聴を希望される方が6名（最終7名）お見えでございます。これから傍聴者に入場していただきますので、しばらくお待ちください。

(傍聴者入場)

次に会議次第の2になります。教育長からご挨拶申し上げます。

## 2 教育長挨拶

### 鈴木教育長

皆様こんばんは。第8回目の会議となりました。いよいよ答申内容を検討することになります。事前に答申案を皆様方にお送りしていますが、この場でも一つ一つ確認しながらご意見がございましたら、遠慮なく発言していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 議事

#### 佐々木学校環境整備室長

続きまして次第の3、議事に移らせていただきます。以後は、議長の庄司委員長にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

#### 庄司委員長

はい。よろしくお願いいたします。子ども達によりよい環境を与えなければならないということで第7回会議までできました。そして答申案ができあがりました。様々な方向からこの答申案が認められるような状況になってもらえればと思います。本日はよろしくお願いいたします。

本日の議事につきましては、会議次第に沿いまして進めさせていただきます。本日の会議録の確認をしていただく委員は山下委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

前回会議にて、答申の方向性として、鴨川地区小学校の統合は、東条小学校は現状維持とし、鴨川、西条、田原小学校の3校統合とする。認定こども園は、鴨川、西条、田原認定こども園の3園統合とする方向性を確認いたしました。様々な思いはあったかと思いますが、本日は、それに沿いまして答申案の内容について検討、協議をお願いいたします。

それでは、議事に移ります。議事の(1)「答申案の検討」について、でございますが、まず、目次の1「はじめに」について、事務局に説明をさせます。

#### 関口課長

学校教育課関口です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。始めに、資料1ページをご覧ください。1「はじめに」でございます。1ページから2ページ前半にかけては鴨川市教育振興計画を策定した背景やその内容、また本市がこれまで取り組んできた学校適正規模等検討委員会と、その答申内容を受け、統廃合を実施したこと等が書かれております。2ページの2段落目「しかしながら」からが今回の適正規模等検討委員会に関わることですので、2ページの2段落目の「しかしながら」から、読み上げさせていただきます。

しかしながら、人口減少、少子高齢化に伴う児童数の減少は歯止めがかからず、鴨川地区においても、その影響が見られるようになるなど、東条小学校を除く3小学校では、児童数の減少が著しく、学校の小規模化が進んでいる状況である。

こうした背景を踏まえて、これまで検討されてこなかった鴨川地区の小学校及び認定こども園においても、適正規模及び適正配置を検討する必要があると判断し、令和5年5月に、「鴨川市学校適正規模等検討委員会」を設置し、鴨川市教育委員会から「鴨川小学校、東条小学校、西条小学校及び田原小学校並びに鴨川認定こども園、西条認定こども園及び田原認定こども園の適正規模及び適正配置に関すること。」について諮問を受けた。

本委員会では、9回にわたり調査・審議を行ってきたが、児童数の推移や学校施設の現状を踏まえた中で、知識や技能を習得するだけではなく、集団の中で社会性を身に付けていくことが重要である子ども達にとって、一定規模の児童数を確保し、安全安心な教育環境を整備するための総論的な方向付けをするとともに、当面する課題について答申として提出するものである。以上でございます。

#### 庄司委員長

ありがとうございました。何かご意見等ございますか。

#### 座間委員

細かなことですが、「しかしながら」の後の「児童数の減少は歯止めがかからず」とあります。人口減少はわかりますが、高齢化に伴うものでしょうか。関係ありますでしょうか。

#### 山口次長

一般的に人口減少、少子高齢化はセットで使われるイメージでございましたので、このような表現とさせていただきます。ご指摘のとおり、児童数に関して高齢化の部分は影響がないと思います。少子化のみでも十分に答申の内容となると思いますので、そのように訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 庄司委員長

その他ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。次に目次の2「鴨川市の現状」について、事務局に説明をさせます。

#### 関口課長

それでは2「鴨川市の現状」(1)児童・園児数 の①小学校の部分につきまして私から読ませていただきます。2「鴨川市の現状」(1)児童・園児数①小学校。

鴨川地区の小学校の児童数は、平成25年度では、鴨川小学校は311人、東条小学校は348人、西条小学校は172人、田原小学校は132人であった。令和5年5月1日現在の児童数と平成25年度からの減少率を見ると、鴨川小学校は208人で33.1%の減少、東条小学校は328人で5.7%の減少、西条小学校は131人で23.8%の減少、田原小学校は78人で40.9%の減少となっている。なお、第1回会議の「資料1」を3ページから4ページにかけて掲載しましたのでご確認いただければと思います。私からは以上です。

#### 田中課長

子ども支援課の田中です。それでは5ページをご覧ください。②認定こども園。鴨川地区の認定こども園の園児数は、令和元年度では、鴨川認定こども園は85人、西条認定こども園は74人、田原認定こども園は51人で、私立の認定こども園OURSは344人であった。令和5年度では、鴨川認定こども園は66人、西条認定こども園は79人、田原認定こども園は41人、認定こども園OURSは298人であり、若干の減少はあるものの、令和元年度と同程度の水準となっている。なお、第1回会議の「資料6」として抜粋してあります表をご覧くださいと思います。以上です。

#### 庄司委員長

ありがとうございました。もう1つお願いします。

#### 関口課長

では、6ページをご覧ください。(2)小学校・認定こども園施設の小学校部分について読ませていただきます。①小学校。

鴨川地区の4小学校校舎は、全て鉄筋コンクリート造であり、昭和44年から昭和53年にかけて建築され、建築後45年から54年が経過している。田原小学校以外の3小学校校舎は、大規模な施設改修や耐震補強工事を実施しており、4小学校全ての校舎において、耐震性能は確保されている。しかし、4小学校全ての校舎において、雨漏りや壁面のモルタル剥離などが確認されているほか、窓サッシの劣化等の修繕箇所が存在しているなど、老朽化が進行している状況である。また、体育館は、鴨川小学校及び西条小学校が鉄筋コンクリート造、東条小学校及び田原小学校は鉄骨造であり、東条小学校体育館が平成13年に建築された以外は、3小学校の体育館は昭和54年から昭和56年に建築されている。田原小学校体育館は平成27年に、

また、西条小学校体育館は令和元年に、それぞれ大規模改造工事を実施しており、4小学校全ての体育館において、耐震性能は確保されている。なお、第1回会議の「資料4」を6ページから7ページにかけて掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

#### 田中課長

続きまして、8ページをご覧くださいと思います。②認定こども園。

鴨川地区の4認定こども園のうち、認定こども園 OURS については、民間事業者により平成28年に建築され、鉄筋コンクリート造であり、建築後7年しか経過していないため、施設の状況は良好である。鴨川認定こども園及び田原認定こども園は、施設分離型である。鴨川認定こども園の旧保育園園舎は、鉄筋コンクリート造で昭和46年の建築、旧幼稚園園舎は、木造で平成3年の建築である。田原認定こども園の旧保育園園舎は、鉄筋コンクリート造で昭和58年の建築、旧幼稚園園舎は、木造で平成6年の建築である。鴨川認定こども園の旧保育園園舎は建築後52年が、また、田原認定こども園の旧保育園園舎は建築後40年が経過しており、小学校校舎と同様に、壁面モルタルの剥離や空調設備の不良などが確認されている。西条認定こども園は、平成3年建築の鉄筋コンクリート造の旧保育園園舎に、平成20年に鉄骨造の旧幼稚園園舎を増築した施設一体型で、比較的新しい施設であるが、若干の雨漏り箇所が確認されている。市立の3認定こども園では、西条認定こども園は比較的軽微であるものの、総じて老朽化が進行している状況である。なお、第1回会議の「資料7」を抜粋して掲載させていただいておりますので後ほどご覧くださいと思います。以上です。

#### 庄司委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明に対し、ご意見ございますか。これまでの話し合いのまとめの文章だと思います。よろしいでしょうか。それでは、目次の3「小学校の適正規模等について」事務局説明願います。

#### 関口課長

続きまして、3の「小学校の適正規模等について」は（1）総括的事項及び（2）児童数及び学級数の今後の動向（3）適正配置の具体的な方向性の併せて4ページございますが、一気に読ませていただきます。3「小学校の適正規模等について」。

（1）総括的事項。学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第41条には、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定されており、これによると、小学校では、各学年2学級から3学級が標準規模となる。令和5年度の現状と照らし合わせてみると、標準規模を満たしているいわゆる適正規模校は東条小学校のみであり、鴨川小学校、西条小学校及び田原小学校は小規模校となっている。また、平成27年1月に文部科学省が発出した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の1章（2）には、「学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模

を確保することが重要となります。」と記載がある。令和7年度からは全ての学年で1学級35人が標準学級児童数となることを踏まえると、最低でも各学年36人以上の2学級とすることが必要と考えられる。さらには、小規模校及び大規模校のメリット及びデメリットについても検討を行った。これらを勘案した結果、子どもの教育という最も重要な視点から、各学年2学級以上となる適正規模校とすることが望ましいという結論に至ったところである。なお、施設面では、全ての小学校校舎及び体育館については、耐震性能は確保されているものの、一部では老朽化が進行している状況であることから、適宜、適切な修繕を実施しなければならないことに留意する必要がある。

(2) 児童数及び学級数の今後の動向 ①児童数。鴨川小学校の令和5年5月1日現在の児童数は208人で、令和9年度は161人となる見込みである。過去10年間の減少率を用いた令和15年度の推計は140人、過去30年間の減少率を用いた令和35年度の推計は94人である。東条小学校の令和5年5月1日現在の児童数は328人で、令和9年度は312人となる見込みである。令和15年度の推計は310人、令和35年度の推計は283人である。西条小学校の令和5年5月1日現在の児童数は131人で、令和9年度は125人となる見込みである。令和15年度の推計は100人、令和35年度の推計は106人である。田原小学校の令和5年5月1日現在の児童数は78人で、令和9年度は73人となる見込みである。令和15年度の推計は47人、令和35年度の推計は34人である。東条小学校は減少率が低いものの、それ以外の3小学校では、23%以上の減少率であり、児童数の減少が続くものと考えられる。②学級数。鴨川小学校の令和5年度は、2学年のみ2学級でその他の4学年は1学級の合計8学級である。令和6年度は、1学年のみ2学級でその他の学年は1学級の合計7学級となり、令和7年度以降は、全学年が1学級の合計6学級となることが見込まれる。東条小学校の令和5年度は、1学年のみ3学級でその他の5学年は2学級の合計13学級である。令和8年度までは同様の状況が続くが、令和9年度以降は、全学年が2学級の合計12学級となることが見込まれる。西条小学校及び田原小学校の令和5年度は、全ての学年が1学級の合計6学級であり、それ以降も同様の状況が続くことが見込まれる。なお、第6回会議資料の抜粋をそこに掲載させていただいております。続きまして12ページをご覧ください。

(3) 適正規模の具体的な方向性。①東条小学校は、現状維持とすることを提言する。東条小学校は、令和5年度現在、児童数が328人、学級数が13学級と適正規模を有している。児童数の今後の動向を見ても、30年後の令和35年度では、児童数が283人、学級数が12学級と見込まれており、引き続き、適正規模校を維持することが見込まれている。また、認定こども園との関係を見てみると、私立の認定こども園OURSが小学校に隣接しており、小学校との連携体制が確立されている。さらに、学童保育との関係については、学童クラブOURSが小学校に隣接している旧東条幼稚園園舎において運営されており、認定こども園と同様に、小学校との連携体制が確立されている。このように、認定こども園、小学校、学童保育といった一連の施設が隣接し、連携体制が確立していることにより、子育て体制が充実していると言え、この状況を引き続き維持することが望ましいと思われる。以上のことを勘案し、東条小学校については、現状維持とすることを提言する。しかしながら、施設面を見てみると、屋内運動場は比較的新しいものの、校舎は建築後53年(増築部分は43年)が経過しており、随所に修繕の必要な箇所が存在する状況である。また、「鴨川市公共施設等個別施設計画(平成3年3月策定)」の第4章では、ハード面の整備方針として「目標使用年数を80年として、長寿命化を図る。」とされており、学校施設については、老朽化した校舎の改修は、必要に応じて実施する

とされていることから、時期を見極めながら、適切な大規模改修を実施されるよう要望する。

②鴨川小学校、西条小学校及び田原小学校の3校を統合することを提言する。鴨川小学校、西条小学校及び田原小学校は、令和5年度現在、小規模校であり、鴨川小学校は8学級であるが、西条小学校及び田原小学校は、全学年1学級の6学級である。令和7年度以降では、3小学校とも全学年1学級の6学級となることを見込まれており、引き続き、小規模校のまま推移することが見込まれている。子ども達にとって、より良い教育環境という視点から、全ての委員が小学校の統合は必要であるとし、一定の学校規模を確保することが重要であるとの結論に至ったところである。また、3校統合となった場合の児童数を見てみると、令和9年度は359人、令和15年度は287人、令和35年度は234人と見込まれる。なお、学級数では、いずれの年度も12学級を維持できることを見込まれ、適正規模校を堅持できる見込みであり、東条小学校と同規模の学校となることから、適正な学校運営が期待される。以上のことを勘案し、鴨川小学校、西条小学校及び田原小学校の3校を統合することを提言する。統合にあたっては、上記3小学校の既存校舎では3校統合後の児童数の受入れは難しく、いずれの校舎も老朽化が進行している状況であることから、統合小学校は新築することを要望する。建築場所については、本委員会では結論を出すに至らなかったが、市公共施設の状況や厳しい財政状況を念頭に、新たな場所を検討するのではなく、既存の市有地等を活用することを要望する。また、建築場所を決定する際には、児童の通学方法や保護者による送迎の対応等について、十分に配慮することを要望する。さらには、現在、鴨川小学校に設置されている安房特別支援学校鴨川分教室についても、インクルーシブ教育の推進という観点から、交流を継続させることが必要であるため、同一敷地内に併設できるよう、引き続き、千葉県教育委員会と協議をすることを要望する。なお、学童保育については、保護者の利便性に充分配慮しながら、統合することを要望する。以上です。

#### 庄司委員長

ありがとうございました。重く受け止めながら読ませていただきました。ご意見、感想でもいいです。色々な思いはあったと思います。第7回まで大きなくりとしては、このようにまとめました。このような文言で提案されていますが、いかがでしょうか。

#### 鈴木委員

前回まで附帯事項のことが最後の方に出ていたと思います。そういうところは、どういったところに付いているのかと思いました。

#### 山口次長

まず、12ページの①の東条小学校の部分からご説明させていただきます。一番上のピンクで囲まれた部分が提言ということで目立つ形で表示させていただいております。そして、本文の一番最後の段落ですが、東条小学校は、このまま現状維持と提言させていただくとまとめさせていただきましたが、校舎は若干の老朽化もあるということで適切な大規模改修を実施されるよう要望するという一番最後の文章がございます。ここが附帯事項と考えていただければと思います。同様に13ページの②3校を統合することを提言するとあります。こちらも中ほどに、「以上のことを勘案し、鴨川小学校、西条小学校及び田原小学校の3校を統合することを提言する。」とあります。この部分が一番上のピンクの枠で表示させていただいております。それ以降の「統合にあたっては」からの段落がそれぞれの項目についての附帯事項として、「要望する」という形で本文で表現させていただいております。1点目は3小学校の校舎が老朽化しているので新築すること。同様に建築場所についても本委員会では最終的な結論を出すに至っ

ていないが、既存の市有地等を活用することを要望するということが附帯事項として2点目になります。また、次の段落についても児童の通学方法、保護者の送迎の対応等も配慮すること。さらには安房特別支援学校鴨川分教室が併設できるよう千葉県教育委員会としっかりとした協議をすること。最後に学童保育についても保護者の利便性に十分配慮してという形です。本文の中で「要望する」と5点ほどございますが、これらを附帯事項として捉えていただければと思います、今回の答申案を作成させていただきました。以上でございます。

#### 庄司委員長

附帯事項という文言は前回たくさん出ました。それを要望としてこのように本文の中で表現していただくとのことでした。アクセスの問題、新築場所等の問題など附帯事項という言葉でなく、要望という言葉で本文の中に表現していただくのですが、よろしいでしょうか。他の委員さん方いかがでしょうか。ご納得いただけましたでしょうか。12、13 ページが、5月からの集約となりますが、よろしいでしょうか。それでは認定こども園のことについてお願いいたします。

#### 田中課長

それでは14 ページ目をご覧ください。4「認定こども園の適正規模等について」です。

(1) 総括事項。少子化の一層の進行が懸念される一方、子育て中の女性に対する労働環境の改善や女性の社会進出を促す取組が、より一層推進される中で、女性の就業率は、さらに伸びると予想されており、また、核家族化の進行や共働き家庭の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化している。本市の鴨川認定こども園、西条認定こども園及び田原認定こども園の3園の登園者数は、令和元年度では210人であり、令和5年度では186人となっている。登園者数は、若干の減少があるものの、入園は義務ではないことから、年度によって入園者数に変動があると考えられる。しかしながら、3歳未満児の入園希望が増えてきている現状を踏まえると、国の示す職員配置基準を最大に満たし、3歳未満児の受入れ枠を増やすことが必要と考えられる。さらには、既存園での運営及び3園統合での運営におけるメリット及びデメリットについても検討を行った。これらを勘案した結果、3園を統合し一人ひとりがゆとりのある明るく開放的な空間の中、全ての子ども達への目配りが可能で、安心して過ごす事のできる認定こども園を整備することが望ましいという結論に至ったところである。なお、統合により3園の職員が一つの園に配置されることで、職員数に余裕ができることが想定され、これを活用した保護者のニーズに合ったサービスを提供できる運営について、今後、検討して行く必要がある。続きまして、15 ページをご覧くださいと思います。

(2) 適正配置の具体的な方向性。①鴨川認定こども園、西条認定こども園及び田原認定こども園の3園を統合することを提言する。認定こども園については、現在、施設一体型と施設分離型が混在している。鴨川認定こども園及び田原認定こども園は施設分離型であり、0歳児から3歳児と4・5歳児が別の園舎で生活しているが、教育・保育の連続性の充実という観点からは、施設一体型となることが望ましい。しかしながら、現施設は老朽化が著しいことから、改修等の実施による施設一体型への移行は、非現実的である。また、鴨川市が目指す学校教育では、保幼小中一貫教育を推進しているため、保幼小の学びの連続性は重要な要素であることから、小学校と同様の枠組となる認定こども園であることが理想である。前述したとおり、小学校の適正配置としては、鴨川小学校、西条小学校及び田原小学校の3校統合を提言している。この小学校3校統合に歩調を合わせ、鴨川認定こども園、西条認定こども園及び田原認定こども園の3園を統合することを提言する。統合にあたっては、上記3認定こども園の既存園



舎では3園統合後の園児数の受入れは難しく、いずれの園舎も老朽化が進行している状況であることから、統合認定こども園は新築することを要望する。建築場所については、本委員会では結論を出すに至らなかったが、小学校同様、既存の市有地等を活用することとし、小学校に隣接することを要望する。また、建築場所を決定する際には、園児の通園方法や保護者による送迎の対応等について、十分に配慮することを要望する。以上です。

#### 庄司委員長

ありがとうございました。こちらも要望ということで附帯事項としております。いかがでしょうか。

#### 座間委員

小学校同様に、非常によくまとまっていると思います。総括的事項の最初の5行の印象についてです。5行の中で「女性」という言葉が3つでてきます。こども園は母親との関係であると感じてしまうと思うのですが、いかがでしょうか。

#### 庄司委員長

これは事務局におまかせしましょう。よろしくをお願いします。

#### 田中課長

「女性」という言葉がたくさん出ています。家庭、保護者といった文言に直したいと思いますのでよろしくお願いします。

#### 庄司委員長

現状は、まだまだ女性に開放されていない職場、職種が多いという前提があるとういう表現になります。我々はそれを上回るプランを持ちましょう。もっともなご意見だと思います。この他にいかがでしょうか。提言しても、提言された方はどんどんハードルが高くなるような気がします。委員会としてはこのような提言をしていきたいということです。子ども支援課についても3園統合、小学校に隣接ということで、災害等も十分考慮して隣接が望ましいという要望事項が必要だということが出てくると思います。この他にいかがでしょうか。

#### 荒井委員

提言の中に保幼小中一貫教育という言葉があります。小学校の適正配置の部分で、何度か場所について中学校の近くに統合後の小学校や園を作った方がよいのではないかという意見が出たと思います。皆様どうお考えでしょうか。中学校の近くがよいとの結論の場合、小学校になります。提言の附帯事項として入れた方がよいのではないかと思いました。

#### 庄司委員長

そういった意見は確かにありました。ただ、既存の市有地はどこか利用できないかという意見もありました。これは別の問題かもしれませんが、今の意見についていかがでしょうか。

#### 荒井委員

できる、できないは後々決めるところは別なのですが、この会の意見として載せるのか、載せないのか。

#### 庄司委員長

これは事務局、要望として入れることはできますか。

#### 座間委員

その話は3校統合か4校統合かという中で結構出ていたと思います。提言として3校統合、東条小学校は現状維持となったので、私は入れなくてもいいかなと思います。

#### 松本委員

保幼小中一貫教育は場所が一緒になっているのではなく、連携がとれているという意味だと

思います。あくまですべてをまとめて同じ場所にする必要はないのではと思います。小さい頃から成長するまで連携がとれていますとのことだと思います。同じ場所に全て置くのがいいというわけではないと思います。

#### 庄司委員長

一つの意見としてありますね。

#### 荒井委員

入れてほしいというわけではありません。入れた方がいいのか、どうなのかと思いました。近くにあった方が連携はとりやすいけれども、その辺りを要望として入れるかどうかと。

#### 齋藤委員

そこはこの会議では決めるということではないということでした。あくまでも提言の内容、大まかな内容であって、具体的な部分はこの後のところの話であったと思います。あくまで松本委員がおっしゃったように、市の方向性としては保幼小中一貫教育を主旨としていると、その中で学校の施設を近づけるとか、そのあたりは後のところで判断してもらえればと思います。ここの部分があればいいと思います。

#### 庄司委員長

決して荒井委員さんの意見を否定するわけではありませんが、この会が出た話として受け止めていただいて、答申案には今回は盛り込まないということによろしいでしょうか。

(異議なし)

貴重な意見であったと思います。ありがとうございました。その他どうでしょうか。

#### 蛭子委員

先生の数の話についてです。国で指定されている面積で数は決められているとのことですが、統合するとこども園は余裕ができてしまいます。余剰の部分を減らさないと文言を入れることができるのか。コミュニティスクールだと地域の方に学校へ入ってもらって、先生で補えない部分を地域で補ってもらってと学校の場合はあると思います。こども園の場合は資格を持っていない方でも入れる部分とそうでない部分があると思いますが、こども園については少人数でたくさんの大人で見てほしいという親としての希望があります。そのあたりの要望をできる、できないは別として附帯事項として入れることができるのか知りたいと思います。

#### 鈴木部長

貴重なご意見ありがとうございます。14ページの最後のところで、「職員数に余裕ができることが想定され、これを活用した保護者のニーズに合ったサービスを提供できる」と書かせていただいております。統合し、余剰ができたので減らすのではなく、サービスを充実させようという主旨で書いてございます。1点考えられることは、ここの部分を附帯の要望として、15ページに書き換えることも可能だと、今ご意見を伺って感じたところでございます。以上です。

#### 庄司委員長

3、4、5歳児は何人以上だと2人とかそういった決まりはありますか。小学校はありますか。それを超えない範囲で最大限やっていただければと思います。超えた場合、人件費もかかります。

#### 小倉委員

今の話に加えてになります。結局、認定こども園 OURS が様々なサービスを提供しているの、保護者のニーズにマッチして東条小学校が増えている現状があると思います。この委員会の中でも時々話が出ていましたが、結局3校統合しても、ニーズがマッチしなければ、東条小

学校に人が流れていくという話がありました。可能であれば15ページでそういったサービスを要望すると加えていただくとバランスがとれてくると思います。ぜひ、15ページに入れていただければと思います。

**庄司委員長**

文言としてはどのようにしましょうか。

**小倉委員**

どうしましょうか。

**荒井委員**

延長保育の点ですね。

**小倉委員**

そうですね。ただ、あまり絞った形にしてしまうと縛りが強くなるので、14ページに書いてある内容をそのまま要望という形で入れていただく方が、後々、何かを作っていくとき幅が広くとれると思います。

**庄司委員長**

宿題になりますね。

**鈴木部長**

小倉委員のおっしゃるとおりだと思います。

**庄司委員長**

これを踏まえて第9回に最終的なプランとして、委員の要望を答申案に盛り込んでいただくということで、事務局にお任せでよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

**角野委員**

この委員会は認定こども園と、小学校の統合等についてだと思いますが、小学校のイメージは学校だけでなく避難場所であったりすると思います。小学校の事だけでなく、地域の事を考えて、避難場所の事など、そういった文言を入れることはどうかと思いました。

**庄司委員長**

小学校が学校だけでなく、地域としての施設の役割があるということですね。この場ではありませんが、他の委員からもそういった意見がでました。この点についてはいかがでしょうか。

**山口次長**

確かに角野委員のおっしゃるとおり避難所としての視点も考えられるところでございます。今現在は風水害の避難所として指定されている場所が8箇所ございます。新たな建物ができたとして、そこで市全体の避難の状況等が変わってくると考えられます。現時点で新しい学校を避難所としてという形は、我々としては今考えていないところでございます。しかしながら、新しい施設ができ、市全体として、今の避難所の場所と今度できる場所を勘案し、新しい建物が良いのであれば、危機管理課が担当となりますが、新たに地域防災計画の中で検討していく形で我々からも申し出ていこうと思っております。今般の答申案としては具体的に書きづらいところでございます。ご了承いただければと思います。

**庄司委員長**

納得しました。危機管理課では様々なマップを作成していますね。全体的な問題として捉えていただく形ですね。

**山口次長**

我々も十分に頭の中に入れながらやっといこうと考えております。

**角野委員**

ありがとうございます。

#### 庄司委員長

いかがでしょうか。出尽くしてはいないと思います。どうしようかと迷っていらっしゃる方もいるかと思います。3「小学校の適正規模等について」、4「認定こども園の適正規模等について」は答申案で概ねよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは5「おわりに」になります。

#### 関口課長

最後に、16ページをご覧ください。5「おわりに」を読ませていただきます。鴨川市学校適正規模等検討委員会では、児童数及び園児数の減少や、小学校及び認定こども園の施設状況を勘案しながら、子ども達が健やかに成長できるよう、より良い教育環境を提供することを最優先に、9回にわたり議論を重ねてきた。会議においては、現状の説明、今後の動向、適正規模の考え方を踏まえて、15人の委員による活発な議論がされたところである。小学校は、子ども達の学びの場であると同時に、昔から地域に存するシンボリックな施設であり、こうした点からも、今後の方向性を検討するにあたり難しい部分もあった。しかし、何よりも未来を担う子ども達のことを第一義的に考えると、小規模校を存続していくよりも、適正規模校とすることが必要であるとの方向性をもって答申に至ったところである。鴨川市教育委員会においては、本委員会の答申を尊重されるとともに、附帯事項として掲げられている諸課題に対し、真摯に向き合い解決されることを期待する。なお、保護者や地域住民を始めとする関係者への十分な説明を行い、理解を得たうえで、今後、推進していかれることを期待する。以上でございます。

#### 庄司委員長

ありがとうございました。最後に附帯事項という文言が出てきますね。これは要望という文言に置き換えた方がいいですかね。

#### 山口次長

申し訳ございません。おっしゃるとおりでございます。もう一度文言を整理させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### 庄司委員長

要望の方がいいかと思いましたが、ありがとうございました。最後に何かございますか。17ページ資料1は教育長からいただいた諮問書であります。20ページは検討委員会の委員、開催日でございます。事務局から何かありますか。それでは3議事の(2)「その他」よろしいでしょうか。

#### 佐々木学校環境整備室長

次回、最終回の第9回会議ですが、3月19日(火)19時からこの場所で開催させていただきますので、出席の方よろしく願いいたします。以上でございます。

#### 庄司委員長

以上で、本日予定しておりました議事の一切を終了させていただきます。お諮りいたします。以上で本日の会議を終了したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは事務局にお返しします。

#### 佐々木学校環境整備室長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきたいと存じます。本日も、

長時間にわたり、慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

(午後8:15 会議終了)

本会議の内容を確認したので署名する。

令和6年3月19日

会議録署名人 山下真矢